

別表 1

対象施設		補助事業者
病院		医療法第 7 条の規定に基づき許可を受けた開設者
診療所	法人	医療法第 7 条の規定に基づき許可を受けた開設者であり、同法第 7 条第 3 項の許可又は医療法施行令第 3 条の 3 の届出を提出したもの
	個人	医療法第 8 条の規定に基づき許可を受けた開設者であり、同法第 7 条第 3 項の許可又は医療法施行令第 3 条の 3 の届出を提出したもの
助産所	法人	医療法第 7 条の規定に基づき許可を受けた開設者
	個人	医療法第 8 条の規定に基づき許可を受けた開設者

別表 2

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 下限額
施設	次に掲げる基準面積に単価を乗じた額とする。 (1)分娩室、病室、入所室等 基準面積 194 m² m²当たり単価 鉄筋コンクリート造 484,000 円 ブロック造 214,000 円 木造 355,000 円 (2)宿泊施設 基準面積 室数×40 m² (ただし2室を限度とする。) m²当たり単価 鉄筋コンクリート造 484,000 円 ブロック造 214,000 円 木造 355,000 円	分娩取扱施設として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (1)分娩室、病室、入所室等 (2)宿泊施設	1 か所につき 1,000 千円
設備	1 か所当たり 17,035 千円	分娩取扱施設として必要な医療機器購入費	1 品につき 100,000 円